

社会福祉連携推進方針

社会福祉連携推進認定後の法人の名称		
理念・運営方針		
社員の名称		
社会福祉連携推進区域の範囲		
社会福祉連携推進業務の内容	地域福祉支援業務	
	災害時支援業務	
	経営支援業務	
	貸付業務	
	人材確保等業務	
	物資等供給業務	
その他業務の内容		

以下は貸付業務を行う場合のみ記載。

貸付件名	
貸付契約締結日	
貸付対象社員 の名称	
貸付対象社員への貸 付総額	
貸付対象社員におけ る重要事項に係る承 認の方法	

(注意事項)

- ・ 行が不足する場合は、適宜追加すること。
- ・ 記載欄中の記述は記載例であること。

社会福祉連携推進方針（記載例）

社会福祉連携推進認定後の法人の名称		社会福祉連携推進法人 会
理念・運営方針		<p>1．社会福祉連携推進業務を通じて、地域住民に安心、安全かつ質の高い福祉サービスの提供を目指す。</p> <p>2．福祉人材の育成・確保、定着を目指す。</p> <p>3．地域ニーズの変化を踏まえ、地域における福祉サービスを維持・確保していくため、効率的かつ透明性の高い経営の確保を目指す。</p>
社員の名称		社会福祉法人、社会福祉法人、NPO、株式会社、株式会社
社会福祉連携推進区域の範囲		県全域、××県 市及び 町
社会福祉連携推進業務の内容	地域福祉支援業務	社員が共同で行う「地域における公益的な取組」の企画・立案、実施に向けた調整業務
	災害時支援業務	実施なし
	経営支援業務	社員の財務状況の分析・助言
	貸付業務	実施なし
	人材確保等業務	社員の人材の合同募集、社員間の人事交流、合同研修の実施等の調整業務
	物資等供給業務	実施なし
その他業務の内容		実施なし

以下は貸付業務を行う場合のみ記載。

貸付件名	令和5年4月1日の社員 に対する 円の貸付け
貸付契約締結日	令和4年12月1日
貸付対象社員 の名称	社会福祉法人
貸付対象社員への貸 付総額	円
貸付対象社員におけ る重要事項に係る承 認の方法	貸付対象社員の評議員会において、各年度の予算・決算等を決議するに当たっては、あらかじめ社会福祉連携推進法人の理事会において、承認を受けなければならないものとする。

(注意事項)

- ・ 行が不足する場合は、適宜追加すること。
- ・ 記載欄中の記述は記載例であること。